

人権委員会設置法案の概要

人権を違法に侵害する行為により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びこれに関する理解を深めるための啓発を任務とする人権委員会を設置し、その所掌事務、組織等を定める。

法案の要点

総則関係

- 目的
人権委員会を設置して、人権擁護施策を総合的に推進し、人権尊重社会の実現に寄与する。
- 人権擁護の基本原則等
不当な差別、虐待その他の人権侵害行為及び識別情報の摘示をしてはならない旨規定するとともに国の責務を定める。

人権委員会の組織関係

- 設置 法務省の外局として設置（国家行政組織法第3条第2項）
- 所掌 人権救済、人権啓発、政府への意見提出、国会への報告等
- 任命 内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命
- 独立性 委員長・委員の職権行使における独立性を保障
- 事務局 事務局を設置、地方における事務を法務局長・地方法務局長に委任

人権委員会の調査手続関係

- 対象 人権侵害行為及び識別情報の摘示
- 調査 任意調査
- 措置 援助、調整、説示、勧告、通告、告発、要請、調停、仲裁等

経緯等

- 「人権擁護法案」（平成14年3月、政府提出）は、平成15年10月の衆議院解散に伴い廃案
- 「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」（平成17年8月、民主党提出）は、同月の衆議院解散に伴い廃案
- 「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」（平成23年8月、法務省政務三役）において、新たな人権救済機関を3条委員会として法務省に設置すること等の方向性

施行時期

公布日から2年以内